

リスク管理規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人ORGAN(以下「この法人」という。)におけるリスク管理に関して基本的な事項を定め、リスク発生の防止と適切な対応により損失の最小化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「リスク」とは、この法人に物理的、経済的若しくは信用上の損失又は不利益を生じさせる全ての可能性を指すものとし、具体的に次に掲げるものをいう。

- (1) 財政に関するリスク
- (2) 法令等の遵守に関するリスク
- (3) 労務に関するリスク
- (4) 業務に関するリスク
- (5) 災害等に関するリスク
- (6) 情報システムに関するリスク
- (7) 利用者の安全に関するリスク
- (8) その他前各号に準じるリスク

(適用範囲)

第3条 この規程は、この法人の役員及び職員(以下「役職員」という。)に適用されるものとする。

(役職員の責務)

第4条 役職員は、その職務の遂行にあたり、リスク管理に努めなければならない。

2 役員及び職員は、リスクが発生した場合には、次条第2項に規定するリスク管理者に速やかに報告しなければならない。

(リスク管理体制)

第5条 理事長は、リスク管理責任者として、この法人のリスク管理を総括する。

2 事務局長は、リスク管理者として、各セクションにおけるリスク管理を総括する。

(リスク管理チームの設置)

第6条 この法人におけるリスク対策を行うため、リスク管理チーム(以下「チーム」という。)を設置する。

(チームの構成)

第7条 チームの構成は、理事長、事務局長、各セクションの責任者とする。

- 2 チームのリーダーは、理事長をもって充てる。
- 3 チームのサブリーダーは、事務局長をもって充てる。

(チームの任務)

第8条 チームは、次の事項について検討及び審議を行い、その結果を理事会に報告する。

- (1) 予見されるリスクの洗い出し、評価、防止策、発生時の対策
- (2) 前項防止策の推進状況
- (3) リスクが発生した場合であって、業務運営への影響等が大きいと認められるものの原因究明及び再発防止に関する事項
- (4) その他チームが必要と認めた事項

(平時の運営)

第9条 チームは、毎年度定期会議を1回開催するものとし、その他必要に応じてチームリーダーが招集する。

(緊急時の対応)

第10条 チームは、危機・非常事態が発生した場合には、迅速適格な初期対応により事態の拡大防止と早期の収拾に努めるものとする。

(事後対応)

第11条 チームは、危機・非常事態の収束後は、速やかに理事会に次の事項を報告する。

- (1) 実施した内容
- (2) 実施に至る経緯
- (3) 今後の対応
- (4) 再発防止策等

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

1. この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。(令和 6 年 3 月 26 日理事会決議)